



新年のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長 松山 清人



平成26年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

桑名間税会の会員の皆様には、日頃から会活動を通じて、

さて、社会保障制度の充実・安定化を図るとともに、持続可能な財政構造を構築するため、本年4月1日から消費税及び地方消費税税率を8%に引き上げることとされております。

このため、国税当局としては、事業者が消費税の仕組みや消費税法の改正内容を十分に理解し、自ら適正な申告・納付が行えるよう、広報・相談・指導の各種施策を取り組んでいくこととあります。

また、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境整備が極めて重要であることから、「消費税転嫁対策特別措置法」を制定して政府全体で取り組むこととしており、その一環として、政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置され、事業者・消費者から寄せられる転嫁等に関する相談に対応しているところであります。

国税当局としても、各税務署に改正消費税法に関する相談窓口を設け、改正内容の相談・指導にあたるとともに、転嫁や価格表示に関する相談についても対応するなど、関係省庁等と連携して取り組んでおります。

これらの取組は、国税当局のみの方では十分とは言えず、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした活動を推進されている間税会の皆様のお力添えが必要不可欠と考えておりますので、引き続き御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や経済のグローバル化・ICT化に伴う社会経済の急激な変化にあり、消費税法の改正に加え国税通則法の改正や社会保障・番号制度の制定など、次々と制度の改正や新設が行われております。

このような中であって、私どもに課せられた「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果実に果たしていくためには、不断に組織の事務効率を高め、いく必要があります。

特に、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」については、税務行政の効率化だけでなく、納税者の利便性の向上にも寄与できることから、その普及拡大に国税庁としても組織をあげて取り組んでいるところであり、会員の皆様や主宰企業はもとより、多くの方々に御利用いただけますよう、更なる御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、桑名間税会の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の益々の御繁栄を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

新年あけましておめでとうございませう。平成26年の新春を迎え、桑名間税会の会員の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

結びに当たりまして、桑名間税会の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の益々の御繁栄を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

新年のごあいさつ

桑名税務署長 藤村 伸介



新年あけましておめでとうございませう。平成26年の新春を迎え、桑名間税会の会員の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様には、日頃から間税会活動を通じて、税務行政に格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早いもので、桑名税務署への着任以来、半年が経過しました。この間、青山会長をはじめ、役員並びに会員の皆様とお会いする機会に恵まれ、その都度、皆様の熱心な取組を拝見させていただきました。特に、桑名間税会ホームページでの「消費税クイズ」の実施による啓蒙活動(中学生の税の標語)の募集による租税教育活動(かんちゃん・しょうちゃん)を全国間税会連合会のイメージキャラクターとする取組を推進するなど、工夫を凝らされた活動を展開しておられる皆様に深く敬意を表する次第であります。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出環境の改善に伴う業績の回復などから景気は緩やかに回復しつつあります。

また、経済以外の面に目を向けましても、富士山の世界文化遺産への登録や2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催の決定など、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事があります。

このような中で迎える新しい年が、会員の皆様にとって希望の多い充実した年になりますことを祈念いたしますとともに、貴間税会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員の皆様と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化や経済のグローバル化、ICT化などにより執行面の難しさが増しており、国の財政事情が厳しい中で事務効率化の要請などにより大きく変化しております。

折しも、本年4月からは消費税税率を8%に引き上げることとされております。

このような環境の中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を果実に果たしていくためには、「e-Tax」などのICT化を推進し、納税者の利便性の向上とより一層の行政運営の効率化に努めるとともに、大多数の善良な納税者の皆様には親切かつ丁寧な対応をさせていただき、悪質な納税者には毅然とした厳正な態度で臨むことにより、税務行政への理解と信頼を深めていく必要があると考えます。

桑名間税会の皆様におかれましては、「e-Tax」の普及定着に向けて積極的に取り組んでいただいております、深く感謝をいたします。税務署といたしまして、会活動がより充実したものとなるよう更なる連携・協調を図っていきたくと考えておりますので、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを

間税会イメージキャラクター

桑名発の「かんちゃん・しょうちゃん」

昨年度、桑名間税会では間税会のキャラクターの「かんちゃん・しょうちゃん」を作成しました。

キャラクターは、間税会の「間」から名付けた緑色の「かんちゃん」と、消費税の「消」から名付けた赤色の「しょうちゃん」で、頭は財布がまぐちの形をかたどっています。

一年間、桑名間税会で活用してきましたが、今年は本格的に全国間税会総連合会で活用されることを目指して活動してまいります。



データは桑名間税会のホームページよりダウンロードできます。

税を考える週間 街頭宣伝活動

平成25年11月11日(月)

税を考える週間の初日、桑名税務連絡協議会の「電子納税の啓蒙」ピラ配布街頭宣伝活動が、桑名市内のショッピングセンターにて実施されました。

桑名間税会からは、青山会長・後藤顧問・森田顧問・伊藤会計理事・佐藤女性部長・佐藤広報委員長が、お手伝いさせて頂きました。



桑名間税会 中学生「税の標語」

中学生「税の標語」の事業、2010年に始まり4回目を迎え、桑名税務署管内の桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町の全中学校の生徒に対し募集を行いました。

間税会の役員の方々に協力頂き、各校にて夏休みの課題としていただけるようにと、夏休み前に行った学校廻りのおかげで、昨年続いた応募数が千作品を越えました。

間税会役員と署のご協力で厳

正に選んだ13の入賞作品は、桑名市民会館に於いて、「税を考える週間」中の平成25年11月16日桑名法人会「子供税金クイズ」のオープニングイベントにて、



税務関係の各種表彰の一つとして表彰致しました。

2013 中学生「税の標語」入賞作品

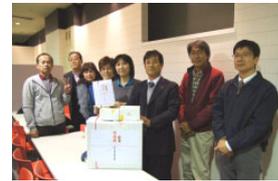
桑名税務署長賞	桑名市立明正中学校	上野 秀太	納税は ぼくらのくらしを 守ります
桑名間税会長賞	学校法人津田学園中学校	伊藤 恵一	納税で 果たす役割 明るい社会
三重県間税会連合会長賞	木曾岬町立木曾岬中学校	青木 信二	自分のため みんなのために 納税を
桑名間税会優秀賞	いなべ市立北勢中学校	佐藤 美有	税金で 相互支援の 手をつなごう
	いなべ市立北勢中学校	田中 里歩	国民の 暮らしを支える 消費税
	いなべ市立北勢中学校	國武 瑞希	税金で 豊かな暮らし みんな笑顔
	桑名市立明正中学校	田村 開都	消費税 未来を築き 豊かな社会
	桑名市立明正中学校	森 達也	消費税 今後の日本 変えてゆく
	学校法人津田学園中学校	上原 大志	税金は 僕らの未来へ 続く道
	いなべ市立員弁中学校	立松 斗雄	納税で 夢ある未来 映かせよう
	いなべ市立大安中学校	今村 慧香	消費税 みんなのために 役立てよう
	いなべ市立北勢中学校	森 凱成	創ろうよ 安心社会 税金で
	桑名市立光陵中学校	山川 晃史	あなたの税 日本を救う 第一歩

ボーリング大会で2位

平成25年11月29日(金) 恒例の桑名税務連絡協議会の所属団体対抗のボーリング大会が開催されました。

桑名間税会も、例年とは随分メンバーを変更しての挑戦となりました。結果、新規参加の柳川穂波さんが個人優勝され、そのおかげもあって、団体では優勝の桑名商工会議所に次ぐ2位入賞を果たしました。弊会の優秀なメンバーは次の方々です。

- 佐藤輝幸さん 桑和機工(株)
- 園目憲史さん 昭和印刷(株)
- 伊藤聖朗さん (有)庭茂伊藤造船
- 柳川穂波さん (富)桑商事(資)
- 水谷さくさん 美建総業(有)



研修視察は海上自衛隊舞鶴地方隊

本年も桑名法人会と合同にて、研修視察を実施しました。研修先は海上自衛隊舞鶴地方隊です。



平成25年11月30日(土) 軍記念館見学ののち、北吸棧橋に停泊しているイージス装置を搭載している護衛艦「あたご」や護衛艦「まつゆき」を岸壁内より間近に見学しました。見学に際しては、予め事前申請等各種

手続きが必要であり、伊藤弘幸研修委員長ほか関係各位には大変お骨折りをいただき、普段なかなか見学することの出来ない艦艇や、航空部隊である第23航空隊の対潜哨戒ヘリコプター等を見学でき、大変貴重で有意義な研修視察旅行となりました。

また、バス車中においては、参加者の皆様に「税金クイズ」や「税に関する標語」の募集など税知識の向上や、参加者による自己紹介や歌謡ショーで楽しい旅となりました。近江にもとつての毛利志満での夕食においては美味しい近江牛を堪能し、会員相互の交流と親睦を図る良い機会となりました。



女性部・市長カフェ開催

平成25年10月7日(月) 桑名間税会第1回女性の集いを桑名シティホテルロビーの間に23名の参加で開催させて頂きました。女性部にとりまして初めての企画でした。



第一部は、桑名税務署長・藤村伸介様に新しく導入される消費税のお話から始まり、署長様の経験談をユニークにお聞かせ頂きました。身近な話題で私達とコミュニケーションを計ってくださり、あつと言葉の時間を過ごしました。

休憩を挟み第二部には署長様もご同席いただき、桑名市長伊藤徳字様をお迎えし、市長カフェと題してお茶とケーキを頂きながら終始和やかな中これからの桑名について色々伺いました。私達の質問にも一問一問丁寧に、お答えしていただき市長の市政への取り組みの力強さを感じました。又間税会の活動目的、正しい納税知識の普及などご理解を頂き依りうれしく思いました。今後より多くの方の参加をお待ちしております。



創立25周年記念講演会・大親睦会

平成25年10月4日(金) なばなの里・地ビールレストランに於いて、桑名間税会創立25周年記念講演会・大親睦会を開催致しました。



記念講演会では、桑名税務署長・藤村伸介様に「税のあれこれ」と題し講演を頂きました。藤村所長様の税務署員として各地に勤務された時の、その地でのエピソードをお話し頂きました。

大親睦会では、初代会長の森田フジドシシステム・森田好博様に発会当時の様子を交えたご挨拶を頂きました。その後、桑名税務署統括国税調査官・高橋泰幸様による乾杯の音頭で親睦会がスタートしました。

バーベキューのテーブルを囲み、地ビールを飲み懇親を深めました。暫く懇談の後、組織・親睦委員会委員で(株)北勢観光サービス後藤博子さんの司会で、大ビンゴ大会が始まり各自持ち寄った景品の争奪で大いに盛り上がりました。

税務署から「税務相談」に関するお知らせ

- ① 国税に関するご相談は、まずはお電話で、お気軽にお問い合わせください。
- ② 国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、よくあるご質問に対する回答を、税金の種類ごとに提供していますので、ご利用ください。

①電話による税務相談のご案内

桑名税務署 (TEL:0594-22-5121) へお電話をお掛けください。

所得税、消費税の確定申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に作成が出来るんですね。



自動音声案内によりご案内しますので、次の該当番号0~2を押してください。

番号	相談内容等
0	所得税、消費税、贈与税の確定申告に関するご相談
1	上記「0」以外の国税に関するご相談
2	税務署からの照会に関するお問合せ、税金の納付相談、還付に係るお問合せ及び調査などに関して税務署職員にご用の方、税務署での面接相談の事前予約

(注) 「0」は、平成26年1月6日から平成26年3月17日までの期間のみ設定されます。そのため、当該期間以外における確定申告に関するご相談は「1」を押してください。

②インターネット上の税務相談「タックスアンサー」のご案内

タックスアンサーを利用するには、インターネット環境のあるパソコンや携帯電話において、「タックスアンサー」で検索してください。(http://www.nta.go.jp/taxanswer)

所得税及び復興所得税・贈与税の申告と納税は3月17日(月)まで
消費税及び地方消費税の申告と納税は3月31日(月)まで
確定申告は正しくお早めに!!

確定申告書の作成には、「国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」」をご利用ください。

確定申告

検索

まずはクリック!!

国税局・税務署

【消費税法改正等のお知らせ】

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることとなりました。引上げ後の税率は、消費税率と地方消費税率の合計で8パーセントになります。

国税庁ホームページでは、特集ページを設けて消費税法の改正内容等をお知らせしています。この特集ページでは、改正消費税法の内容を盛り込んだリーフレットや経過措置のQ&Aなどを掲載しています。また、事業者の方が値札などで価格を表示する場合に「税抜価格」で行うことができる「総額表示義務の特例」についても、事例集により分かりやすく説明しています。

特集ページは、国税庁ホームページのトップページにある「トピックス」の「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」又は次のURLからご覧いただけますので、是非ご利用ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【掲載場所：国税庁ホームページ】

ホーム ⇒ (トピックス欄)「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」URL

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm